

置に関する指針を労働大臣が公表し、その適切かつ有効な実施を図ることとしております。

第三に、検査業者または作業環境測定機関について、合併等があったときは、合併後に存続する法人等は、その検査業者または作業環境測定機関の地位を承継することとしております。

第四に、労働大臣は、その指定する者に労働安全コンサルタントまたは労働衛生コンサルタントの試験または登録に関する事務を行わせることができることとしております。

なお、この法律の施行日は、一部の事項を除き、平成十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉岡吉典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

七号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

四〇号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

一四三三号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

一四六六号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

号(第一二二五号)(第一二二五号)(第一二二五号)

一、労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

一五七号(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

一五七号(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

一五七号(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

一五七号(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

一五七号(第一一五四号)(第一一五四号)(第一一五四号)

(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

号(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

五号(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

六八号(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

一七二号(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

一七四号(第一一六〇号)(第一一六〇号)(第一一六〇号)

一、労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

(第一一八五号)(第一一八五号)(第一一八五号)

号(第一一八五号)(第一一八五号)(第一一八五号)

〇号(第一一九九号)(第一一九九号)(第一一九九号)

九三三号(第一一九九号)(第一一九九号)(第一一九九号)

第一二二三号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 千葉県勝浦市名木一〇八 吉野

智 外三百名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二二三号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 長崎県大村市古賀島町二五ノ一

〇 林宏 外三百名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三四号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 青森市浜田字玉川一四ノ四五

根川薫 外三百名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三五号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 秋田市新藤田字高梨台八ノ一四

藤根庄三郎 外四百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三六号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 岩手県二戸市仁左平字横手八ノ

三 上見和邦 外三百名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三七号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

第一二三五号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 秋田市新藤田字高梨台八ノ一四

藤根庄三郎 外四百二十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三六号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 岩手県二戸市仁左平字横手八ノ

三 上見和邦 外三百名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三七号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 札幌市西区八軒三条西三丁目 高

田美津子 外三百名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三八号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池一ノ五ノ一六 有村

英行 外三百名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二三九号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 千葉市稲毛区小仲台五ノ二ノ一〇

ノ一〇六 加藤重 外三百名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四〇号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 富山市中市一八 上田茂 外三百

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四二号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 鳥取県気高郡青谷町早生三〇ノ

一 山岡英之 外三百名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四〇号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 富山市中市一八 上田茂 外三百

名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四二号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 鳥取県気高郡青谷町早生三〇ノ

一 山岡英之 外三百名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四三号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 石川県金沢市平和町一ノ五ノ五

沢田多恵子 外三百名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四四号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 石川県河北郡高松町字高松ヤノ三

八 白江敬史 外三百名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四四号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西島五六四

ノ一 西海栄一 外三百名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四四号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西島五六四

ノ一 西海栄一 外三百名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一二四四号 平成十一年三月二十四日受理

労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西島五六四

ノ一 西海栄一 外三百名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四五号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 神戸市須磨区高倉台二ノ四ノ九ノ
一〇三 山下修司 外三百名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四六号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 愛媛県八幡浜市一、〇一三ノ三ノ
二〇二 水野和明 外三百名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四七号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 山口県下関市上田中町八ノ一〇ノ
Rノ一ノ一三 和田恵美子 外
三百名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四八号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 山口市赤妻町一ノ六五 荒川康
浩 外三百名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一四九号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 岡山県和気郡和気町尺所一三〇ノ
三 廣渡重信 外三百名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一五〇号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 大分県別府市北鉄輪二組 草牧智
之 外三百名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一五一号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 岐阜市福光東一ノ九ノ一八 堀田
利美 外三百名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一五二号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 名古屋市中区稲生町松先二、二〇
〇ノ一三八 富田恵子 外三百名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一五三号 平成十一年三月二十四日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 静岡市石田二ノ一ノ二七 菊池
志満子 外三百名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一五四号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 千葉県佐倉市内田四四 山本政
好 外三百名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一五五号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 千葉県香取郡神崎町四季の丘一九
ノ八 太田克明 外三百名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一五六号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 鳥取県米子市大崎一、七五四 木
村洋子 外三百名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一五七号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 川崎市宮前区菅生三ノ二四ノ一
〇 吉本保 外四百五十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一五八号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 札幌市豊平区中の島一条五ノ四二
一ノ二四 後藤裕子 外三百名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一五九号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 神戸市須磨区高倉台一ノ四ノ九ノ
一〇三 山下修司 外三百名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六〇号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町西島五六四
ノ一 西海栄一 外三百名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六一号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡伊集院町徳重五
九 永徳弥生 外三百名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六二号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 愛知県春日井市柏井町五ノ一三
永井三郎 外三百名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六三号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 名古屋市中川区戸田三ノ一〇七
貝沼貴子 外三百名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六四号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派
遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 岡山市いずみ町九ノ一ノ六 小河
征午 外三百名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六五号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 岩手県一関市内四ノ一一 渡辺 智明 外三百名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六六号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 富山県中新川郡上市町下経田一六五ノ一一 浅野浩幸 外三百名

紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六七号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 茨城県高萩市島名一、三八八ノ二 小林正文 外三百名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六八号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 熊本県下益城郡小川町北海東一、三三九 中村希 外三百名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一六九号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 石川県小松市ニツ梨町ラノ九 寺西一正 外三百名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七〇号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 青森県黒石市幸町六九ノ一 藤根 宏 外三百名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七一号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 富山県氷見市朝日丘三ノ三六 山 寄政津子 外三百名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七二号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 長崎県諫早市東小路町一四ノ一 三〇三 西川雅章 外三百名

紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七三号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 愛媛県八幡浜市一、〇一三ノ三ノ二〇二 水野和明 外三百名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七四号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 広島市安佐北区深川六ノ四二ノ一 七 谷川弘 外三百名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一七五号 平成十一年三月二十四日受理
労働者派遣事業の対象業務の拡大反対、労働者派遣法の抜本的改正に関する請願
請願者 岐阜県加茂郡川辺町中川辺一〇ノ七 道家義昭 外三百名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六七九号と同じである。

第一一八五号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 埼玉県東松山市松葉町二ノ一五ノ一四 小高ふく 外六千八百名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一八六号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 東京都新宿区西落合四ノ二二ノ一 〇ノ三〇一 荒木紀彰 外六千八百名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一八七号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 東京都青梅市二俣尾五ノ一、三九七 谷合義雄 外六千八百名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一八八号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 静岡県藤枝市大洲一ノ六ノ一〇 中井真末 外六千八百名

規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 神戸市須磨区道正台一ノ一ノ三ノ三〇七 森下泰治 外六千八百名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一八九号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 茨城県下妻市長塚五八五ノ九 吉川直美 外六千八百名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九〇号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 滋賀県大津市秋葉台六ノ三八 山田景子 外六千八百名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九一号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 横浜市青葉区柿の木台一三ノ四ノ二一〇 一柳知明 外六千八百名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九二号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間男女共通の法的規制実現まで女子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 静岡県藤枝市大洲一ノ六ノ一〇 中井真末 外六千八百名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九三号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 岡山市関西町六ノ二三 前谷寿
子 外六千八百名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九四号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 長野県下伊那郡高森町四、〇六
〇 宮島貴久子 外七千三百四十
九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一一九五号 平成十一年三月二十五日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 佐賀市与賀町一、三三〇ノ一 大
木敏子 外三千六百十名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働時間の男女共通の法的規制実現まで女
子保護規定廃止の施行期日延期に関する請願
(第二一九二号)(第二二二五号)

第二一九二号 平成十一年三月三十日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 埼玉県狭山市北入曾五六四ノ一
石井修一 外三百八十七名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

第一三二五号 平成十一年三月三十一日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現まで女子保護
規定廃止の施行期日延期に関する請願
請願者 大阪府東大阪市客坊町一ノ二二ノ
二〇三 北野義和 外二千八百三
十二名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六四八号と同じである。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働時間の男女共通の法的規制実現に關す
る請願(第一三三二号)

第一三三二号 平成十一年四月二日受理
労働時間の男女共通の法的規制実現に関する請願
請願者 長崎市赤迫三ノ一八 坂本美穂
外百九十四名

紹介議員 市田 忠義君

第四百四十回国会で労働基準法的女子保護規定が
廃止されたとき、労働時間の男女共通規制がない
ままの女子保護規定の廃止には懸念があることが
論議され、附帯決議で「時間外・休日労働の在り
方について実効性ある方策等の検討及び国際公約
ともいべき年間総実労働千八百時間の早期達成
の推進」が明記された。しかし、昨年九月に成立
した法律には男女共通規制は盛り込まれず、長時
間・深夜労働で深刻な状態になっている。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、深夜・時間外・休日の労働時間の男女共通の
罰則付き法的規制を実現すること。

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部
を改正する法律案

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を
改正する法律案
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部
を改正する法律

(労働安全衛生法の一部改正)

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五
十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四條の五」を「第五十四條の六」
に改める。

第二十八條第三項第一号中「第五十七條の二
第四項」を「第五十七條の三第四項」に、「第五十
七條の三第一項」を「第五十七條の四第一項」に
改める。

第五十四條の三第二項第一号及び第二号中
「第五十四條の五第二項」を「第五十四條の六第
二項」に改める。

第五十四條の五第二項第二号中「前條」を「第
五十四條の四」に改め、第五章第一節中同條を
第五十四條の六とする。

第五十四條の四の次に次の一條を加える。
第五十四條の五 検査業者がその事業の全部を
譲り渡し、又は検査業者について相続若しくは
合併があつたときは、その事業の全部を譲
り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある
場合において、その全員の同意により事業
を承継すべき相続人を選定したときは、その
者。以下この項において同じ。)若しくは合併
後存続する法人若しくは合併により設立され
た法人は、その検査業者の地位を承継する。
ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は
相続人若しくは合併後存続する法人若しくは
合併により設立された法人が第五十四條の三
第二項各号のいずれかに該当するときは、こ
の限りでない。

2 前項の規定により検査業者の地位を承継し
た者は、労働省令で定めるところにより、遅
滞なく、その旨を労働大臣又は都道府県労働
基準局長に届け出なければならない。
第五十七條の四を第五十七條の五とし、第五

十七條の三を第五十七條の四とし、第五十七條
の二を第五十七條の三とし、第五十七條の次に
次の一條を加える。
(文書の交付等)

第五十七條の二 労働者に健康障害を生ずるお
それのある物で政令で定めるもの又は第五十
六條第一項の物(以下この条において「通知対
象物」という。)を譲渡し、又は提供する者
は、文書の交付その他労働省令で定める方法
により通知対象物に関する次の事項(前條第
二項に規定する者にあつては、同項に規定す
る事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相
手方に通知しなければならない。ただし、主
として一般消費者の生活の用に供される製品
として通知対象物を譲渡し、又は提供する場
合については、この限りでない。

一 名称
二 成分及びその含有量
三 物理的及び化学的性質
四 人体に及ぼす作用
五 貯蔵又は取扱ひ上の注意
六 流出その他の事故が発生した場合におい
て講ずべき応急の措置
七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で
定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、
前項の規定により通知した事項に変更を行う
必要が生じたときは、文書の交付その他労働
省令で定める方法により、変更後の同項各号
の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した
相手方に通知するよう努めなければならない。
い。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知
に關し必要な事項は、労働省令で定める。
第五十八條に次の二項を加える。

2 労働大臣は、第二十八條第一項及び第三項
に定めるもののほか、前項の措置に關して、
その適切かつ有効な実施を図るため必要な指
針を公表するものとする。

第六十六條の五第一項中「又は当該」を「若しくは当該」に、「の結果」を「又は第六十六條の二の規定による健康診断の結果」に改め、同条を第六十六條の七とする。

第六十六條の第三項中「短縮」の下に、深夜業の回数の減少を加え、同条を第六十六條の五とする。

第六十六條の二中「前條第一項」を第六十六條第一項に、「又は第五項ただし書」を若しくは第五項ただし書又は第六十六條の二に改め、同條を第六十六條の四とする。

(自発的健康診断の結果の提出)

第六十六條の二（午後十時から午前五時まで）（労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間に於ける業務（以下この条及び第六十六條の五第一項において「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して労働省令で定める要件に該当するものは、労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することが出来る。

第六十六條の三 事業者は、労働省令で定めるところにより、第六十六條第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

第七十五条の四第一項中「指定試験機関」を「試験事務に従事する指定試験機関」に改める。

(指定コンサルタント試験機関)

(指定コンサルタント試験機関の指定等について
の準用)

(指定登録機関)

2 指定登録機関が登録事務を行う場合における

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。

この場合において、第七十五条の二第三項及び第七十五条の十二中「都道府県労働基準局長」とあるのは「労働大臣」と、第七十五条の二第三項中「第一項」とあるのは「第八十五条

の第二項」と、第七十五条の四第二項中第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五条の六第一項中「規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）」とあるのは「規程」と、同条第二項及び第三項並びに第七

十五條の十一「第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「登録事務の実施に関する規程」と、第七十五條の八中「職員（免許試験員を含む。）」とあるのは「職員」と、第七十五條の十中「試験事務の全部又は一部」とあるのは「登録事務」と、第七十五條の十一「第二項及び第七十五條の十二中「試験事務の全部若しくは一部」とあるのは「登録事務」と読み替えるも

第九十三條第三項中「第五十七條の二第四項」を「第五十七條の三第四項」に、「第五十七條の三第一項」を「第五十七條の四第一項」に改める。

第九十六条第三項中「又は指定教習機関」を「指定教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関」に改める。

第百一条の見出しを「法令等の周知」に改め、同条中「備え付ける等の」を「備え付けること」とその他の労働省令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業者は、第五十七条の二第二項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

第三百三条第二項中「又は教習を」、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に改める。

第百六条第一項中「第五十七条の四」を「第五十七条の五、第五十八条第三項」に改める。

第百十一條第二項中「又は」を「若しくはその
 不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコン
 サルタント試験事務に係る処分若しくはその
 不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る
 処分若しくは」に改める。

第百十二條第一項中、指定試験機関を指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定コンサルタント試験機関、指定登録機関が行う登録を受けようとする者にあつては指定登録機関に改め、同条第二項中「指定試験機関」の下に「指定コンサルタント試験機関又は

指定登録機関を、「手数料は」の下に、「それぞれを加える。」

第百十二條の二第一号中「又は第七十五條の二第一項を、第七十五條の二第二項、第八十三條の二又は第八十五條の二第一項に改め、同条第三号中第七十五條の十の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加え、同条第四号中第七十五條の十一第一項の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号中第七十五條の十一第二項の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加え、業務の全部若しくは一部を製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部若しくは一部若しくは登録事務に改め、同条第六号中第七十五條の十二第一項の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。」を、「都道府県労働基準局長の下に（若しくは労働大臣を、試験事務の下に（若しくはコンサルタント試験事務を、一部の下に（若しくは登録事務を加える。」

第百十七條中「第七十五條の八第一項の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加える。」

第百十八條中「第五十四條の五第二項を、第五十四條の六第二項に改め、第七十五條の十一第二項の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加える。」

第百十九條第一号中「第五十七條の二第五項、第五十七條の三第五項を、第五十七條の三第五項、第五十七條の四第五項に改める。」

第百二十條第一号中「第五十七條の二第一項を、第五十七條の三第一項に、若しくは第六十六條の六に、第百一條を、第百一條第一

項に改め、同条第二号中「第五十七條の三第一項を、第五十七條の四第一項に改める。」

第百二十一條第一号中「第七十五條の十の下に（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を加え、型式検定又は試験事務の業務の全部を、若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は登録事務に改める。」

（作業環境測定法の一部改正）
第二条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第三十二條第二項中「こえないを、超えない」に改める。

第三十四條第一項中、並びに第五十三條（を「第五十三條（に改め、同じ。）の下に、並びに第五十四條の五を加え、こえないを、超えない」に、読み替えるを、同法第五十四條の五第二項中「第五十四條の三第二項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十四條第一項において準用する第四十六條第二項各号のいずれか」と読み替えるに改める。

第五十二條及び第五十三條中「十万円を」百五十万円に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第五十四條の三第二項第一号及び第二号並びに第五十四條の五第二項第二号の改正規定、同法第五章第一節中同条を第五十四條の六とする改正規定並びに同法第五十四條の四の次に一条を加える改正規定、第二条並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行前に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法第五十七條の二及び第百一條第二項の規定の実施状況等を勘案し、これらの規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）
第四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「第六十六條の三第一項」を「第六十六條の五第一項」に改め、同条第三項中「第五十七條の二」を「第五十七條の三」に、第五項を、並びに第五項に、「並びに第六十六條の二を、第六十六條の三に、第六十六條の二を、第六十六條の四に、第六十六條の二中「前条第一項を、第六十六條の四中「第六十六條第一項に、又は第五項ただし書」を、若しくは第五項ただし書又は第六十六條の二」に、

「前条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四條第一項に規定する）に、同条第二項前段を、第六十六條第二項前段に改め、同条第十項中「同条第六項を、第六十六條の三」に改め、同条第十四項中「第六十六條の二」を「第六十六條の四」に改め、同条第十五項中「第六十六條の三第三項」を「第六十六條の五第三項」に、第百一條を、第百一條第一項に改め、同条第十六項中「第七十

五条の三第二項第三号」及び「第七十五條の四第二項の下に（同法第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）を、第七十五條の五第四項の下に（同法第八十三條の三において準用する場合を含む。）を加える。

（労働者設置法の一部改正）
第五条 労働者設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号中「第七十五條の二第一項の指定試験機関」の下に、指定教習機関、指定コンサルタント試験機関、同法第八十五條の二第一項の指定登録機関を加え、「指定登録機関を、同法第三十二條の二第二項の指定登録機関」に改める。

第五條第二十二号中「及び指定教習機関」を「指定教習機関、指定コンサルタント試験機関及び指定登録機関」に改める。

平成十一年五月七日印刷

平成十一年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局